

第 7 次エネルギー基本計画を踏まえた原子力政策の具体化について

(原子力政策のさらなる具体化について)

- ・第 7 次エネルギー基本計画では、GX 推進戦略等で示された原子力活用の方針が位置付けられた一方、2040 年代以降は既設炉の設備容量が急激に減り、発電所整備にかかるリードタイムも長くなると指摘されている。国は、2050 年以降も見据えた中長期的な観点で議論する必要がある。
- ・立地地域としては安全が最優先であり、事業者による安全投資や人材の確保を着実に進めていくためにも、原子力の将来像をより明確にするとともに、核燃料サイクルなどの原子力政策をさらに具体化するよう、早急な議論が求められる。

(立地地域との共生について)

- ・原子力発電所の運転には、立地地域の理解と協力が不可欠であり、そのためには、地域の振興や課題解決に向けた取組みが目に見える形で進められていく必要がある。
- ・国は、第 7 次エネルギー基本計画も踏まえ、立地地域の振興に向け、取組みに必要な財源を十分に確保するとともに、政府一体となった枠組みを構築し、早期かつ着実に取組みを進めていくべきである。

(核燃料サイクルについて)

- ・核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場については、竣工目標を確実に実現するため、国が進捗を厳しく管理するとともに、規制委員会も遅滞なく効率的に審査を行うなど、政府全体として責任を持って取り組む必要がある。
- ・また、全国の発電所における使用済燃料の貯蔵割合は約 8 割となっており、使用済燃料対策は喫緊の課題である。使用済燃料の必要な搬出容量の確保に向け、国は、事業者への指導に留まらず、使用済燃料対策推進協議会の実効性を高め、事業者間の一層の連携強化を進めるなど、これまで以上に前面に立って主体的に対応していく必要がある。
- ・こうした観点からも、ご提案の新たなワーキンググループ（資料 2 P 8）においては、再処理工場への使用済燃料搬入までの保管のあり方を含めて、事業者間の連携・調整に国が関与し、その機能強化を図る枠組みを早急に具体化していく必要がある。
- ・高レベル放射性廃棄物の最終処分は、原子力発電において避けて通れない課題であり、電力の恩恵を受けてきた国民全体として解決していかなければならないと考える。調査に協力する地域が批判されることのないよう、消費地を含め国民全体の理解増進に努めるなど、国が責任を持って取り組むべきである。

(既設炉の最大限活用について)

- ・設備利用率の向上に関しては、効率化だけでなく、現場の安全が継続的に確保されることが重要である。運転サイクルの長期化や運転中保全の適用範囲の拡大等の検討に当たっては、国が事業者と十分議論の上、安全性を厳正に確認すべきである。
- ・今月 6 日に施行された新たな運転期間延長制度に関しては、国は、延長の必要性という政策的な観点と、安全審査の内容・結果をあわせて、分かりやすく整合的に説明するとともに、発電所の安全性をなお一層厳しく確認していく必要がある。

(次世代革新炉について)

- ・次世代革新炉については、新技術の導入や安全設備の多重化などハード整備により、高い安全性の実現を目指すとされているが、それによって安全性がどこまで高まるのか、万一の事故による影響をどこまで抑えることができるのか、国と事業者は、立地地域を含めて国民に分かりやすく具体的に説明する必要があると考える。
- ・併せて、第 7 次エネルギー基本計画に示されている、次世代革新炉の開発・設置の具体化を進めていくことについて、どのように進めるのか、国が責任を持って示す必要がある。
- ・また、既設炉、次世代革新炉を問わず、事業者が予見性を持って安全対策に十分投資できる事業環境を整備することが重要である。

(原子力人材の育成・確保について)

- ・第 7 次エネルギー基本計画では、原子力を最大限活用することが明記され、原子力発電所の安全運転や廃止措置における安全を確保するためにも、原子力人材の育成・確保を進めていくことが重要である。
- ・福井県では、学生の原子力分野への就学・就労意欲向上、企業の従業員の技術力向上を目的とした研修会を実施するほか、原子力関連企業の人材確保を支援しているが、県内の原子力関連企業を対象としたアンケートでは、ほぼ全ての企業から「人材不足」との意見を伺っている。
- ・国は、原子力事業者はもとより、原子力産業に従事する中小事業者の意見も踏まえ、必要な取組みを強化するとともに、若年世代が将来に夢や希望を持って原子力分野を目指したくなる環境整備など、人材の育成・確保に向けた取組みを関係省庁が一体となって戦略的に進めていくべきである。

(「今後の原子力政策の方向性と行動指針」の改定について)

- ・「今後の原子力政策の方向性と行動指針」(令和 5 年 4 月)の改定に当たっては、以上のような立地地域との共生、核燃料サイクルの推進、次世代革新炉の開発・設置、原子力人材の育成・確保等について十分に議論の上、具体的に明記し、政府一体となって取り組むことが重要である。